

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外海水配管トレンチ内酸素濃度計（2台設置）において、海側の1台に指示不良が認められたため、当該濃度計を点検・修理	D	
2	1号機	タービン建屋機器ドレンサンプポンプ（A）逆止弁において、動作不良（シートパス）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	搬出物品確認申請書及び確認書（A）において、取扱区分に記載間違いが認められたため、当該搬出記録を訂正及び対応検討	C	
4	2号機	プロセス計算機プラントデータ採取用（OD）タイパの打出し時、打出し不良が認められたため、当該タイパを点検・修理	D	
5	2号機	タービン建屋所内蒸気戻り系凝縮水タンク下部液位計に汚れが認められたため、当該液位計を点検・清掃	D	
6	2号機	主復水器細管洗浄装置（B2）ボール回収器入口電動弁の開閉操作時、手動ハンドルの動作不良が認められたため、当該電動弁を点検・修理	D	
7	2号機	屋外油分離装置オイルセパレータの液位計において、指示値に変動が認められたため、当該液位計を点検・修理	D	
8	3号機	主発電機励磁装置盤建屋換気系空調機（HVA-3-11A）において、送風機のファンベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
9	3号機	主発電機密封油装置真空ポンプ（A）ドレンセパレータの油面計に汚れが認められたため、当該油面計を点検・清掃	D	
10	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）軸受シール水温度調整弁のグランド部において、水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	所内ボイラの蒸気溜圧力計止弁のグランド部において、蒸気リーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	主タービンバイパス弁（No. 1）において、グランド部に若干の水溜まりが認められたため、対応検討	C	5月24日再審議にてグレード変更「D→C」
13	4号機	給水加熱器室（No. 1）弁ステム計量管において、水位高警報の発生が認められたため、調査及び対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	排ガス抽出器駆動空気流量計内において、水分の混入が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
15	4号機	給水加熱器（1C、2C）ドレン水位調節弁のグランド部において、水のにじみが認められたため、対応検討	D	
16	5号機	廃棄物処理建屋作業用空気供給ライン安全弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	5号機	廃棄物処理建屋燃料プール冷却水浄化系ろ過・脱塩器制御盤の端子台において、ねじ山の破損（つぶれ）が認められたため、当該ねじを交換	D	
18	5号機	タービン建屋床ドレンサンプポンプにおいて、自動停止用レベルスイッチの動作不良（ドリフト）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
19	5号機	タービン建屋1階通路の屋外雨水排水配管貫通部において、雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	5号機	タービン建屋2階常用チラー制御盤室内の所内蒸気戻り配管貫通部において、雨水の滴下が認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	集中環境施設	洗濯廃液系サンプルタンク（B）液位計のケーブル接続部において、亀裂が認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	集中環境施設	高温焼却炉グラニューールコンベア出口蛇腹フランジ部付近において、グラニューールのリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	集中環境施設	廃棄物処理系雑固体焼却炉（A）固着灰除去装置の移動台車の走行中において、走行レールに異物が認められたため、当該レール部を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで